

02

出入口

■ 基本的な考え方

建築物の出入口は、施設利用者が必ず通行する部分であり、多くの利用者動線が重なるため、誰もが支障なく安全かつ容易に通行できるように、段差を解消し、引き戸や自動ドアなど簡単に開閉して通過できる構造とする必要があります。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
移動等円滑化経路	①建築物の主たる出入口(以下、「玄関」という。)を除く出入口の幅は80cm以上であるか(ただし、床面積の合計が200㎡用変の場合、便所の出入口は除く)	令18-2-2-イ ただし書き	別表第1その他
	②戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差ないか	令18-2-2-ロ	
	③玄関の出入口の幅は80cm以上であるか(ただし、床面積の合計が200㎡用変の場合、玄関出入口は70cm以上とする)	令18-2-2-イ 条14-1-2 ただし書き	別表第1 (0㎡以上)
	④玄関の戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差がないか	令18-2-2-ロ	
	⑤玄関に庇又は屋根を設置しているか(ただし、アーケードに面する等の場合を除く)	条19-2-1-ア	
	⑥出入口の外側に音声誘導設備を設置しているか	条19-2-1-イ	別表第8
	⑦建築物の主たる出入口戸は自動ドアまたは引き戸を設置しているか	条19-2-1-ウ	別表第1その他

■ バリアフリー整備基準の解説

●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

令…施行令
 条…県条例
 標…建築設計標準
 誘…誘導基準

<移動等円滑化経路の基準>

項目	解説	参照条文等
①③有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化経路を構成する出入口(玄関、利用居室、便所、エレベーター等)の有効幅は80cm以上とする。ただし、床面積の合計が200㎡未満の建築物を用途変更して特別特定建築物とする場合は、玄関の出入口70cm以上とすること。 ●有効幅員は、開放時の有効幅をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測すること。 ●両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とすること。 ●設計にあたっては、戸の開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、戸の寸法などを決定すること。 <p>◇出入口の有効幅は90cm以上とする。(便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設されたものは除く)</p> <p>◇電動式車椅子使用者やスポーツ用車椅子使用者、杖利用者等の利便性やすれ違いを考慮すると、直接地上へ通ずる出入口及び屋外へ通ずる出入口の有効幅員は120cm以上とする。</p>	令18-2-2-イ 条14-1-2 ただし書き 標2-152 (1)留意点 誘2-1 誘2-2-1 【図2】
②④戸の形式(戸の構造)	<ul style="list-style-type: none"> ●戸の前後には、車椅子の待機や方向転換に必要なスペースを確保すること。有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要である。 	令18-2-2-ロ

	<ul style="list-style-type: none"> ●外部出入口に設ける戸に、雨仕舞により段差が生じる場合は、擦り付けを設ける等、車椅子使用者及びベビーカーの利用者が円滑に通行できるように配慮する。(高低差2cm以下の段差は許容範囲) ●戸の開閉は、手動式より自動式が円滑に使用しやすく、閉動作の難易度からみると、開き戸(内開き)より引き戸の方が使いやすい。 <p>◇有効幅を120cm以上とした地上へ直接通ずる出入口のうち1以上は、戸を自動的に開閉する構造とする。</p>	<p>令18-2-2-0</p> <p>誘2-2-1 【図1】</p>
(自動ドア)	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者等の通行を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。また、扉の開放時間を十分に考慮すること。(速やかに開き、ゆっくり閉まる) ●起動装置は、視覚障がい者、車椅子使用者の通行に支障なく作動するよう配慮すること。 ●回転戸は基本的に車椅子での利用は困難であり、視覚障がい者や歩行困難者、子ども等の通行も危険が伴いやすいため設けないこと。 ●やむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障がい者の誘導にも配慮すること。 ●高齢者、障がい者等がドアに挟まれることを防止するため、ドア枠の左右かつ適切な高さに、安全センサーを設置すること。 <p>◇非常時対応のため、手動式の戸を併設する。</p> <p>◇自動式の開き戸は、開いたドアに衝突する危険が高いため、設置を避ける。</p>	<p>令18-2-2-0</p> <p>標2-71①② 留意点</p> <p>【図2、8】</p>
(引き戸)	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者や上肢障がい者等が開閉しやすいよう、手動式の引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ●手動式の引き戸は開閉が容易にできるように上吊り式が望ましいが、やむを得ず通常の引き戸を設置する場合は、敷居の溝など凸凹はできるだけ生じないものとする。 ●引き戸は原則として室内側に取り付けること。 <p>◇車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。</p>	<p>令18-2-2-0</p> <p>標2.8.1(2) 留意点</p> <p>【図2、3】 【図5】</p>
(開き戸)	<ul style="list-style-type: none"> ●ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度を調整できるものとする。 <p>◇車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。</p> <p>◇原則として内開きとするが、やむを得ず外開き(廊下側への開き)とする場合は、当該戸の開閉により通行者の安全に配慮し、戸幅以上のアルコーブを設ける。</p>	<p>令18-2-2-0</p> <p>【図2～5】</p>
(戸のガラス)	<p>◇戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス(合わせガラス又は強化ガラスをいう)を用いる。なお、ガラスの選定には、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針(昭和61年建設省住指発第116号、117号)」等を参照し、安全性の高いガラスを選択する。</p> <p>◇戸や出入口付近の壁をガラスとする場合には、目の高さに衝突防止シールや横棧や模様を設けるなど、衝突防止策を講じる。</p> <p>◇フットレストを活用してドアを開閉する車椅子使用者もいるため、高さ35cm程度までの部分はガラスの使用を避けるか、補強すること。</p> <p>◇開き戸には、プライバシー上の問題がある場合を除き、戸の反対側の様子が確認できる窓を設け、窓の高さは車椅子使用者や子ども等が容易に確認できる高さ(床上60cm程度)とする。</p>	
(取っ手)	<p>◇取っ手は、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さ(床から90cm程度)に設ける。また、手動式引き戸では棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式又はパニックバー形式等のものとする。なお、握り玉は、高齢者や障がい者等には使いにくい使用を避ける。</p> <p>◇戸に設ける取っ手は、色のコントラストを大きくすること。</p> <p>(参照:資料編1.1ロービジョン者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集)</p>	<p>【図6】</p> <p>P●●</p>
(その他)	<p>◇鍵の設置高さや施錠開錠方法に配慮する。</p> <p>◇ドアの前後には、必要に応じて注意喚起用床材を敷設する。</p>	

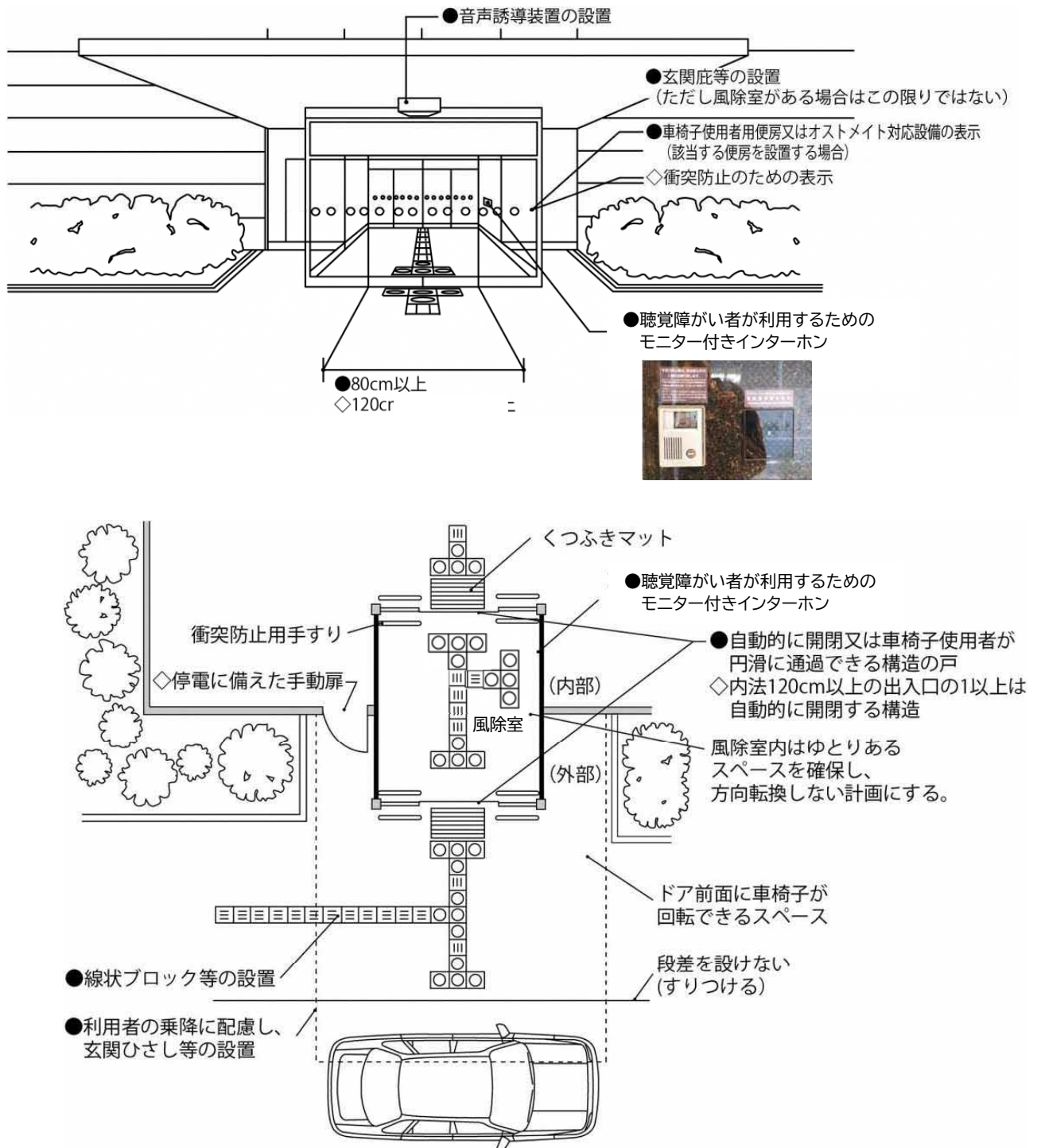
⑤ひさし等の設置	<p>●雨天時や降雪時の自動車の乗降に配慮し、建築物の出入口にはひさし又は屋根を設置すること。外壁面からポーチ状に奥まって玄関が設置されている場合も該当する。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーケード等の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合 ・当該出入口の改修がされない増築等の場合で、敷地境界線に接しているとき ・風除室を設ける場合 <p>◇外部出入口の周辺は、雨掛りなどでぬれる可能性が大きいため、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げや材料を選択する。</p>	<p>条 19-2-1-ア</p> <p>【図 1】</p>
⑥音声誘導装置等の設置義務	<p>●視覚障がい者に配慮し、建築物の玄関の外側に音声誘導装置を設置すること。</p>	<p>【図 1】</p> <p>【コラム】</p>
⑦自動ドア等の設置義務	<p>●車椅子使用者やベビーカーの利用者に配慮し、屋外への出入口のうち主たる出入口(いわゆる玄関)に設ける戸は自動ドア又は引き戸とすること。</p> <p>●自動ドア又は引き戸の構造等については、②④「戸の形式」を参照。</p>	<p>条 19-2-1-ウ</p> <p>【図2、8】</p>
(配慮事項)	<p>◇風除室を設ける場合には、ゆとりあるスペースとして、方向転換しなくてよい計画とする。</p> <p>◇玄関マットは埋め込み式とし、はけ状のマットは車椅子使用者の通行に支障が生じるため使用しない。</p> <p>◇玄関ホールには、貸出用の車椅子を常備する。</p> <p>◇下足場を設ける場合は、椅子を設け、座って履き替えができるようにする。</p> <p>◇各ドアには、床上 35 cm の高さまでのキックプレートを設置する。</p>	<p>【図1】</p>

〈出入口の幅の比較〉

	出入口の種類	バリアフリー整備基準	望ましい基準
移動等円滑化経路	直接地上へ通ずる主たる出入口(玄関)	80cm以上 (条 14-1 は70cm以上)	120 cm以上
	車いす利用者用便房又は 車いす利用者用簡易便房の出入口	80 cm以上	90 cm以上
	車いす利用者用客室の出入口	80cm以上	90cm以上
	エレベーターのかご及び昇降路の出入口	80cm以上	90cm以上
	上記以外の移動等円滑化経路上にある出入口	80cm以上	90cm以上
準移動等円滑化経路	共同住宅の共用部分に設ける出入口	80cm以上	90cm以上
一般基準	屋外へ通ずる出入口	—	90 cm以上
	浴室等の出入口	80 cm以上	90 cm以上

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図1 外部出入口(玄関)の整備例



注) 点状ブロック等・線状ブロック等の設置例は40cm角ブロックを使用した場合。以下同じ。

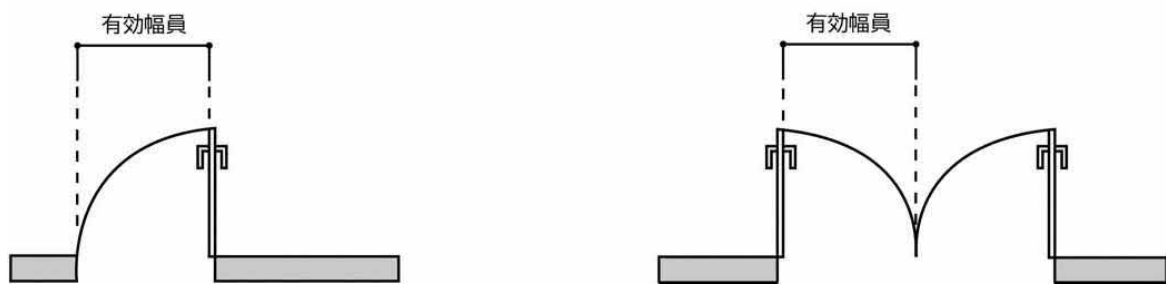
■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図2 出入口の幅の取り方及び有効幅員

<自動ドアの場合>

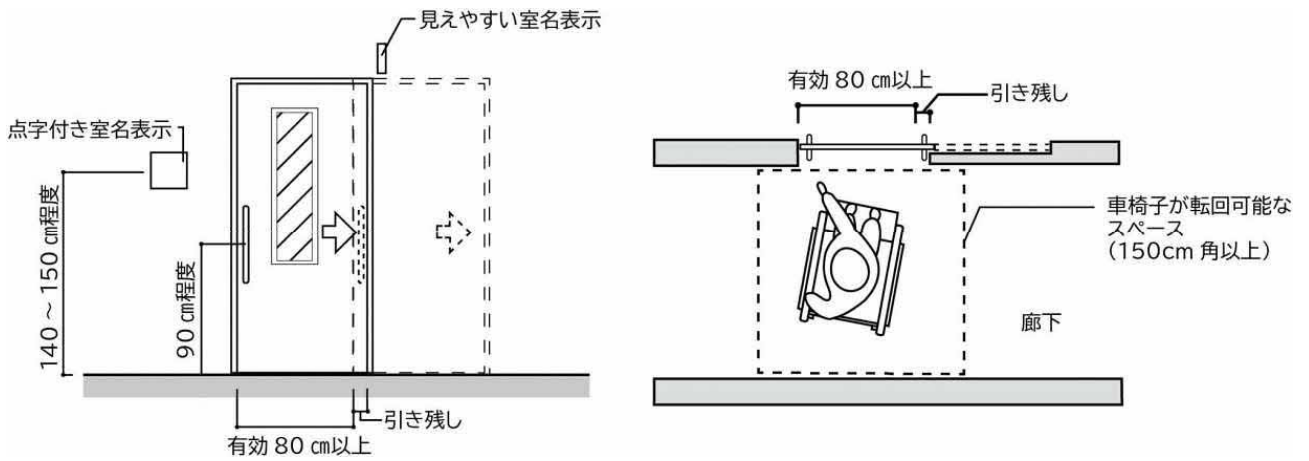


<開き戸の場合>



●片側の扉の有効が80cm以上

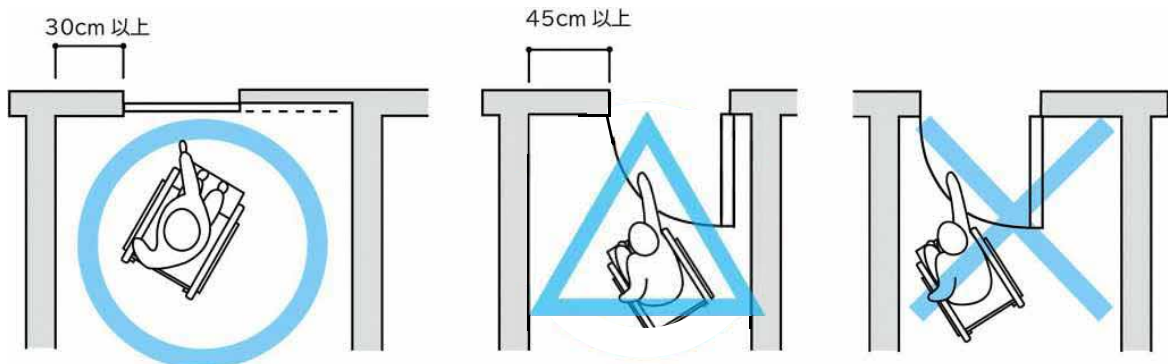
<引き戸の場合>



02

出入口

図3 車椅子使用者のためのスペース確保



■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図4 開き戸の配慮

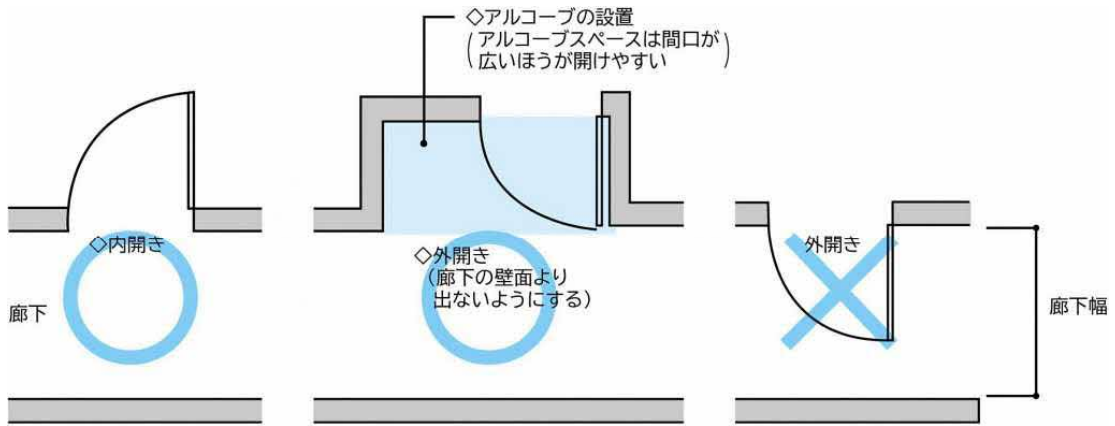
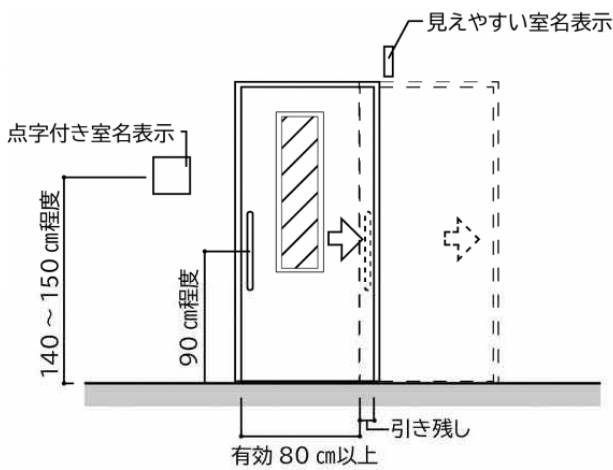


図5 出入口の例

<引き戸の場合>



<開き戸の場合>

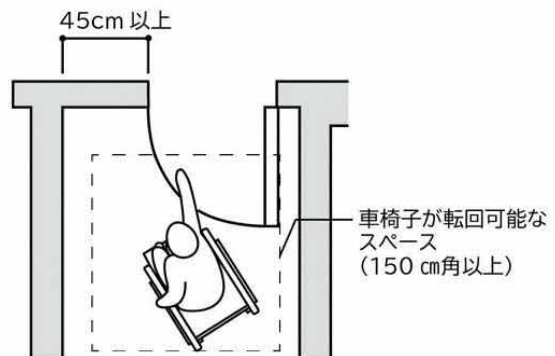
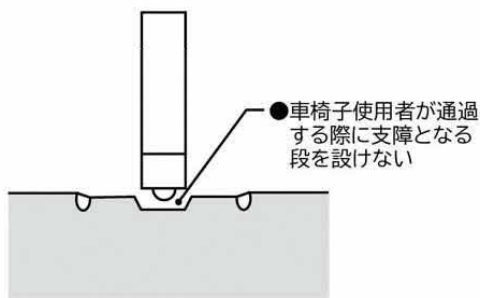
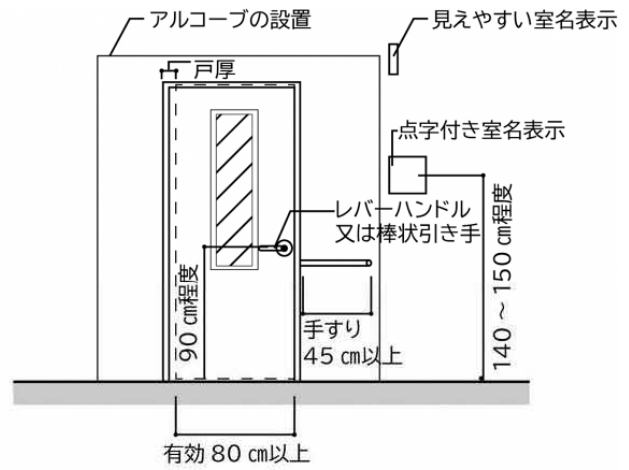


図6 取っ手の形式



■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図7 すりつけの例

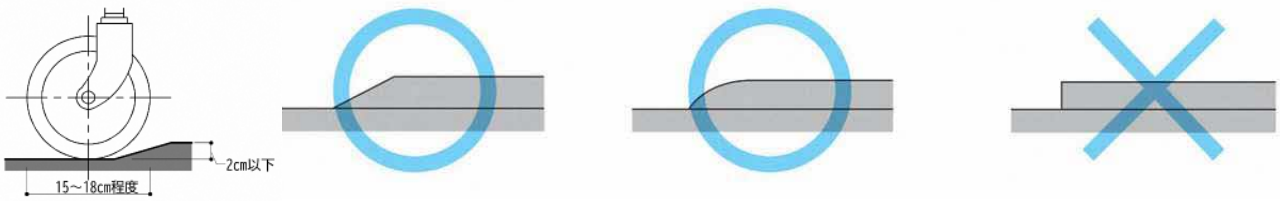
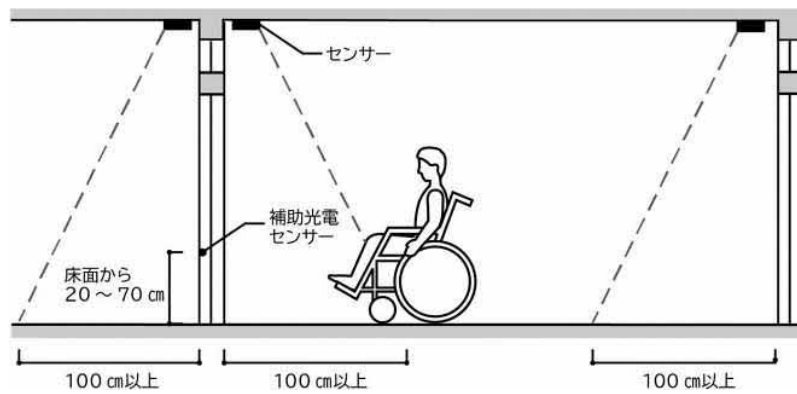
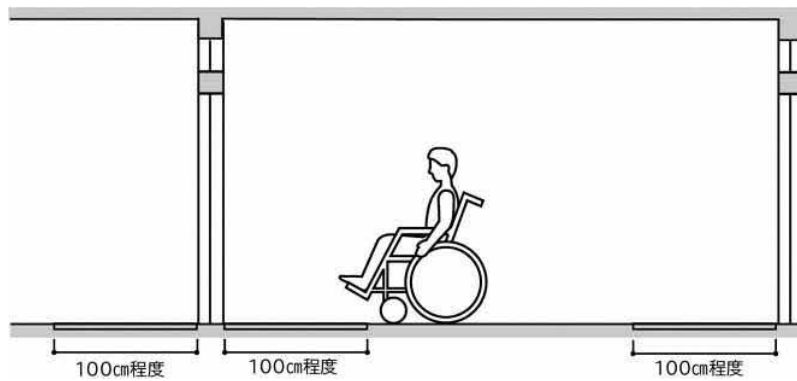


図8 自動開閉装置の感知方式の例

<光線式反射スイッチ>

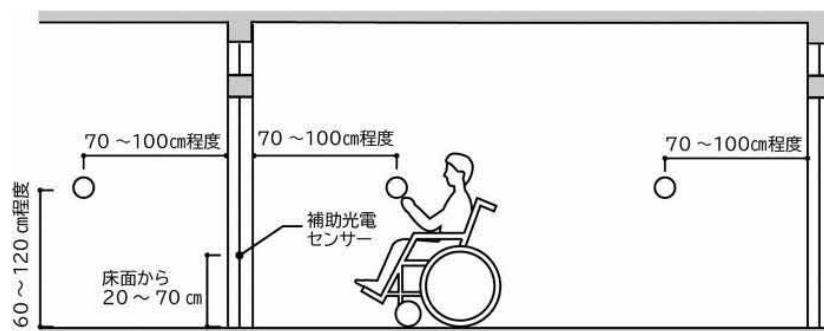


<床埋込式センサー又はマットスイッチ>



<押しボタンスイッチ>

戸に直接設けたスイッチは、車椅子では近接しにくいいため、脇に副スイッチを設置する。



コラム - 音声誘導装置について -

音声誘導装置(電波方式)は、視覚障がい者の円滑な移動を補助するために有効な装置であり、公共施設の玄関などから施設名称を音声で流すことによって、その位置を案内するものである。なお、音声は常時流されている訳ではなく、建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受信機を持つ視覚障がい者が入ると、受信機が反応し、音声による情報を得られるシステムである。

まず、受信範囲に入ると受信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。情報が必要であれば、視覚障がい者が受信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される仕組みとなっている。

設置場所としては、玄関、受付、便所、エレベーター、主な出入口等への設置が望まれる。

その他事例は建築設計標準2.14(3)音声等による誘導設備を参照。

